

フーコーの生一権力解釈をめぐる考察：死生観の転換という視点から

大塚, 修平
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/13861>

出版情報：学生法政論集．2，pp.1-15，2008-03-25．九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



フーコーの生－権力解釈をめぐる考察

—死生観の転換という視点から—

大 塚 修 平

はじめに

- I 『知への意志』の概観
 - II 先行研究整理
 - III 死生観の転換から生－権力へ
 - IV 二分法を超えて
- おわりに

はじめに

ミシェル・フーコー (Michel Foucault) がその後期の研究において示した権力論が、現在も社会科学に対して強烈なインパクトを与え続けていることは言うまでもない。その権力論に関わる著作の中でも『知への意志』は、他の著作に比べて彼の権力概念を明確に定式化した著作として知られている。後述するように、そこでは、「機械としての身体」に作用し、その力を増大・コントロールしようとする「解剖－政治学 (anatomo-politique)」と、「生物学的プロセスの支えとなる身体」に作用し、人間の生存に関わるもろもろの条件を管理することで人口を調節しようとする「生－政治学 (bio-politique)」という2つの極からなる「生－権力 (bio-pouvoir)」という概念が導き出される。この権力概念を端的に表しているのが、「生きさせるか死の中へ廃棄する」¹という、非常にインパクトのある『知への意志』の一節である。

本稿は、この一節に含まれるニュアンスを入念に読み解くことにより、生－権力と人間の生／死との関係、つまり生－権力が人々を生きさせる、あるいは死の中へ廃棄するということがどのように解釈できるかを考察し、先行研究が見落としている新たな理解の提供を試みるものである。

それにあたっては、まずIにおいて「生きさせるか死の中へ廃棄する」というフレーズがどのようにして導出されるかを、『知への意志』の議論を概観しながら明らかにする。さらにIIにおいては、先行研究を整理することによって、フーコーの生－権力概念に言及する論者たちが、ある視点を見落としていることで、生－権力独自の人間の生／死との関係

¹ フーコー (1986) 『知への意志 (La volonté de savoir)』175頁。

について十分に語り得ていないことを示す。そしてⅢでは、原文を参照しながら「生きさせるか死の中へ廃棄する」というフレーズが本来含意するニュアンスを、拙訳を提示して捉えなおし、その上で先行研究が見落としている視点を保持する市野川容孝の議論を援用しながら、先行研究が語り得ていない生一権力と人間の生／死との関係についての新たな理解を明らかにする。最後にⅣでは、上野成利の「難民」に関する議論を批判的に検討しながら、Ⅲにおいて明らかにされる新たな生一権力理解が個別の問題に関して開き得る視点を考え、その有用性を示すことを試みる。

I 『知への意志』の概観

ここでは、生一権力と人間の生／死との関係を検討する下準備として、生一権力を端的に表す表現である「生きさせるか死の中へ廃棄する」というフレーズがどのようにして導出されるかを『知への意志』の議論を概観しながら明らかにする。

『知への意志』の冒頭でフーコーは、「一七世紀以前に比べて、現代は性をめぐる言説が著しく抑圧されている」とする「抑圧の仮説」なるものを持ち出す。その上で、「私が提出しようと思う問いは、従って、何故我々は抑圧されているのかではなく、何故我々は抑圧されていると言うのに、これほどの情熱を以て、また我々の最も近い過去と我々の現在と我々自身に対するこれほど烈しい後悔の念を以てするのかということである」²と述べて、「抑圧の仮説」を我々が熱心に支持する背景にある「性に関する生産・管理構造」³を明らかにすることを同書の目的に据える。そして、「抑圧の仮説」を批判的に検討していく中で、そのような「性に関する生産・管理構造」が、キリスト教の「告白」の技術を通じて性に関する言説を産出する一連の総体である「性の科学」と、それに裏打ちされながら「権力装置」として機能するメカニズムとしての「性的欲望 (sexualité)」であることを明らかにし、この「性的欲望の装置」が依拠する権力モデルを以下のように定式化する⁴。

まず、フーコーは次のように述べながら、単一の権力主体を想定し、ネガティブな文脈の下、権力を捉えようとする法的権力モデル、あるいは主権モデルを斥ける。「人は相変わらず欲望というものを、常に法律的で言説的な権力との関係で、つまり法の言表作用のなかに中心点を見出すような権力との関係で考えるのだ。人は〈法である権力〉、〈主権である権力〉という一つのイメージに相変わらず固執しているのだが、そのようなイメージは、法律的権利の理論家と王政制度が描き出しているのだ。そしてまさに脱却しなければなら

² フーコー (1986) 16頁。

³ フーコー (1986) 19頁。

⁴ フーコー (1986) において定式化される権力モデルを批判的に検討している著作として盛山、129-149頁が挙げられる。

ないのは、このようなイメージからである」⁵。

その上で、自らの依拠する新たな権力モデルについて、以下の5つの特徴を提示する。すなわち、（1）権力は誰かが所有するものではなく、単一の権力主体を想定することはいできない、（2）権力は経済的プロセス、知識の関係、性的関係などのあらゆる関係に内在し、そこに生じる分割・不平等・不均衡の結果を直接的に生産する、（3）権力は下から来る、つまり社会のあらゆる機関、集団、制度が大規模な支配権を下支えする、（4）権力は意図的であると同時に非一主観的である、つまりミクロなレベルでの諸戦術が網の目状に関連してマクロなレベルでの戦略が組み上がる、（5）権力と抵抗は常に共在し、それゆえに抵抗は権力の外部において行われるものではない、というものである。このような権力モデルを端的に表した言葉として、フーコーは以下のように述べている。「権力は至る所にある。すべてを統括するからではない、至る所から生じるからである。……おそらく名目論の立場を取らねばなるまい。権力とは、一つの制度でもなく、一つの構造でもない、ある種の人々が持っているある種の力でもない。それは特定の社会において、錯綜した戦略的状况に与えられる名称なのである」⁶。

以上のようにしてフーコーは「性的欲望の装置」が依拠する権力モデルを定式化するわけだが、同様にこのような権力モデルに立脚する概念として同書の最終章で提示されるのが「生—権力」である。これは、君主が個々人の生命を掌握し、強奪する従来の「生殺与奪の権」に代わって古典主義時代に登場する権力概念であり、人々の生命を維持・増進し、生きさせるという形で作用するものである。そして、それは「機械としての身体」に作用し、その力を増大・コントロールしようとする「解剖—政治学」と、「生物学的プロセスの支えとなる身体」に作用し、人間の生存に関わるあらゆる条件を管理することで人口を調節しようとする「生—政治学」という2つの極から成り立っている⁷。

この生—権力を端的に表す表現こそが「生きさせるか死の中へ廃棄する」という、本稿が問題視する一節に他ならない。

II 先行研究整理

ここでひとまず、先行研究の整理をしておく。一体、先行研究は生—権力と人間の生／死との関係をどのように捉えているのだろうか。

たとえば、桜井哲夫・山本哲士の両論者は、従来の死を与える権力としての生殺与奪の

⁵ フーコー（1986）117頁。

⁶ フーコー（1986）120-121頁。

⁷ 「解剖—政治学」は「規律権力（pouvoir disciplinaire）」を支える手続きであるが、規律権力についてはフーコー（1977）『監獄の誕生—監視と処罰—（*Surveiller et punir: naissance de la prison*）』に詳しい。

権に代わって、人々の生命・身体を管理し、生きさせるというポジティブな介入によって特徴づけられる生―権力が古典主義時代に登場するという、本稿のⅠでも述べたような事柄に言及する。その上でさらに、フーコーの「死を取りまく豪華は、政治的典礼に属していた。今や生に対して、その展開のすべての局面に対して、権力はその掌握を確立する。死は権力の限界であり、権力の手には捉えられぬ時点である。死は人間存在の最も秘密な点、もっとも『私的な』〔公の手の届かぬ〕点である」⁸という言葉に触れながらそれぞれ以下のように述べている。「近代社会では、あらゆる住民の身体を支配し、生命をコントロールする権力に対して、権力の手が届かない『自殺』という行為が、私的で、個人的な行為として出現することになる」⁹。「死は人間存在にとって最も秘密の点に移動し、しかも私的なprivéな点に移動したとなります。そうすると、『自殺』が問題とされ、死ぬことに対して私的で個人的な権利が出現してくる。……ということは、生きるということがあって、生命を守ろうとすることへのかかわりの逆のあらわれ方として、死が設定されてくるのだというふうになります」¹⁰。つまり、死なせるという形で死に力点を置く生殺与奪の権とは異なり、生きさせるという形で生に力点を置く生―権力にとって死とは裏返し¹¹の現象として完全には捉えきれぬものであり、それゆえ私的・個人的行為となった「自殺」が権力によって驚きをもって捉えられ、社会学的な分析において問題とされるようになったというのである。

他方、檜垣立哉は桜井や山本と同様、「生殺与奪の権に代わって登場する生―権力」という構図を描くとともに、生―権力の背後にある学問・知について次のように述べている。「ブルジョワジーの『血』が、自己のコントロールである〈生権力〉の拠点となる。身体と性の結合点でもある『血』というテーマ系は、『種』あるいは『純血』という民族学的、優生学的議論にそのまま繰り広げられるだろう。そこで〈生政治学〉が成立するのである」¹¹。これは、生―権力の普及と適用の開始点が、労働力として活用するために厳格な生の管理・統制の下に置くべきと考えられるプロレタリアートではなく、健康な身体と健全な性的欲望の維持・増進によって「種」としての繁殖を願うブルジョワジーであったとするフーコーの議論に言及している言葉であるが、まさに生―権力と人種概念・優生学とが密接に関係していることを示すものであると言えるだろう¹²。

このような生―権力と人種概念・優生学との関係に関する檜垣の指摘について、重田園江・杉田敦・中山元はそれを明確化するような議論を展開する。たとえば、重田は「フーコーは生―権力の問題を、ナチズムとスターリニズムに極端な形で現れる人種主義の問題

⁸ フーコー (1986) 175頁。

⁹ 桜井、263頁。

¹⁰ 山本、175-176頁。

¹¹ 檜垣、136頁。

¹² フーコー (1986) 152-162頁参照。

と接続する。……人の身体と生命がある種の資本、富の源泉としてかつてなく重視される時代に、なぜこれほど大量の死がもたらされるのか。彼はそれを生み出した思考の一つが、遺伝の科学と進化主義に基づく新しい人種主義であったと指摘する」¹³と述べ、生—権力が人種主義や優生学と接続することによってマスなレベルで把握される人口を切り分け、「社会の脅威」にカテゴライズされる人々に対して殺す権力を発動するようになったことを指摘する。また、杉田も「国民といっても、その内部には実際にはさまざまな差異があるのに、そうした差異はあってはならないものとされた。……こうして国内において他者を抹殺し、同質性を実現しようとする無限の努力が続けられること。これが、フーコーが『生—権力』と呼ぶような権力のあり方にかかわってくる」¹⁴、「(国民概念のような) 同質性を前提とする議論の方こそ、人種などの生物学的概念と結び付くことで、一九世紀以降きわめて暴力的な結末をもたらしたのである」¹⁵と述べて近代国民国家の問題点に言及しながら、同質性を追求する国民概念が人種といった生物学的概念と結びつくことによって、「国民＝種」の生命力の維持・増進にとって危険であるとみなされた人々を排除するようになったことが、生きさせる権力であるはずの生—権力が逆説的に大量殺戮を生み出した要因の1つであると指摘する。さらに、中山も「それではこの生—権力は、どのようにして死の権力に変貌するのだろうか。……フーコーは、それを可能にするのが〈人種〉の原理だと考える。生—権力は国民を生かすことを原理とする権力であり、その原理に従う限り、自国の国民を戦争に追いやって殺戮することも、無抵抗な他国の住民を殺戮することもできないはずである。そこに一つの差異を持ち込むのが〈人種〉の原理なのである」¹⁶と述べながら、生—権力が自らに「〈人種〉の原理」を持ち込むことによって「国民の中に生かしておく部分と、殺してしまう部分を分離」¹⁷し、後者にカテゴライズされる人々を死に追いやるという形で殺す権力を発動するようになったと指摘する。このように、重田・杉田・中山は檜垣の指摘を展開させながら、人種概念や優生学が生きさせる人々と死の中へ廃棄する人々とを切り分ける判断基準、あるいは理由としての役割を果たしているということを明らかにしているのである¹⁸。

¹³ 重田（2007）32頁。

¹⁴ 杉田（2005）129頁。

¹⁵ 杉田（2005）128頁、括弧内引用者。

¹⁶ 中山、175頁。

¹⁷ 中山、175頁。

¹⁸ 本文中では特に触れなかったが、重田・杉田・中山も以下のような形で「生殺与奪の権に代わって登場する生—権力」という構図に言及している。『知への意志』のなかでフーコーは、生—権力の出現を、それ以前の『死に対する権力』とは異なる、『生に対して積極的に行使され、生を管理し、足しあわせ、掛けあわせ、精確な統制と全体の調整をこころみるような権力』〔Foucault 1976b:179f=1986:173〕であるとしている（重田（1996）94頁）。「それ（古典主義時代）以前の権力は、『臣下から生産物と財産と奉仕と労働と血を強奪する』主権者の特権であり、それは究極的には、臣下を『死なせる権利』にほかならなかった。これに対し、新しい権力は『生命に対して積極的に働

以上のように整理すると、先行研究は生一権力と人間の生／死との関係について、(1) 死なせることに力点を置く従来の生殺与奪の権とは異なり、生きさせることに重点をおく生一権力にとって、人々を死の中へ廃棄する作用はその裏返し現象と捉えることができること、(2) 生一権力が、人種概念や優生学を判断基準、あるいは理由としながら、人々を生きさせる部分と死の中へ廃棄する部分とに切り分けること、の2点を明らかにしているものと考えることができる。

しかしながら、これらの先行研究の指摘に関してはいささか疑問が残る。まず、(1)の指摘について、これは従来の生殺与奪の権に代わって古典主義時代以降、生一権力が登場したことを端的に表す「死なせるか生きるままにしておくという古い権利に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現れたと言ってもよい」¹⁹というフーコーの言葉を文字通りになぞって権力の力点が死から生に移ったことに言及するのみで、結局のところ、依然として人々は、君主が生殺与奪の権を振るっていた時代と同様、権力の下に生き、時には殺されるということを述べているに過ぎないものではないか。また、(2)の指摘についても、このような人種概念や優生学が生きさせる人々と死に迫りやる人々とを切り分ける判断基準・理由として機能しているとする議論が成立するのに、生一権力概念を持ち出す必然性はないのではないか。

以上の先行研究に対する疑義をまとめると、つまるところ、(1)の指摘にしても(2)の指摘にしても、先行研究は、従来の権力には見られないことがない、生一権力独自の人間の生／死との関係についての理解を捉えそこなっているのではないかということになろう。そして、後に述べるとおり、先行研究がこの理解を捉えそこなうのは、生と死の二分法という視点から生一権力を考えようとするからに他ならない。

そこで次に、生と死の二分法という視点とは別の視点から生一権力と人間の生／死との関係を捉えようと試みる市野川の議論を見ていくことにしよう。

Ⅲ 死生観の転換から生一権力へ

ここでは、生と死の二分法という視点に依拠する先行研究とは異なる視点から生一権力を捉えようとする市野川の議論を援用することによって、生一権力と人間の生／死との関係に関する新たな理解の導出を試みることにする。しかしながら、そのような検討に先立

きかける権力』となる。……フーコーは、われわれの社会を広く覆っているこの新しい権力を『生一権力 (bio-pouvoir)』と命名する」(杉田(1998) 58頁、括弧内引用者)。「フランス革命以前のアンシャン・レジームにおいては、王は『死を与える権力』であった。しかし革命によって王を殺戮し、独立した有機体のような感受性をもちはじめたフランス革命以降の市民社会の権力は、『生を与える権力』(＝生一権力)となる」(中山、151頁、括弧内引用者)。

¹⁹ フーコー (1986) 175頁。

って、まず下準備として「生きさせるか死の中へ廃棄する」というフレーズを原文に立ち返って捉えなおすことにより、同フレーズが本来含んでいるはずのニュアンスを考えてみることにしたい。

そもそも、「生きさせるか死の中へ廃棄する」というフレーズは、「死なせるか生きるまゝにしておく」という古い権利に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現れたと言ってもよい」という文の一部をなすものであり、原文においては同じ部分を以下のように表現している。

“On pourrait dire qu’au vieux droit de *faire mourir de laisser vivre* s’est substitué un pouvoir de *faire vivre* ou de *rejeter* dans la mort.”²⁰

さらに、分かりやすくするために同部分について直訳調に拙訳を作成してみると次のようになる。「死なせる、あるいは生きるまゝにしておく」という古い権利は、生きさせる、あるいは死の中に投げ返すという権力におきかえられたとすることができる」²¹。

ここで既存の訳と拙訳を比較すると、顕著な違いとして既存の訳で「死の中へ廃棄する」となっていた部分が拙訳では「死の中に投げ返す」というフレーズに変わっていることが分かる。これらの訳に該当する原文のフレーズは“de *rejeter* dans la mort”であるが、特に重要なのは既存の訳と拙訳とでそれぞれ「廃棄する」と「投げ返す」と訳出されている「*rejeter*」という単語の扱いである。

「*rejeter*」という単語は、それを構成する要素として「*re*」と「*jeter*」という二つの部分に分解することができ、前者は「反作用」とか「反復」といった事柄を含意する接頭辞、後者は「投げる」とか「投げ出す」といった訳を当てられる動詞である。したがって、本来、既存の訳で「廃棄する」と訳されている部分には、反作用・反復を含意する「投げ返す」のような日本語のニュアンスが含まれていることになる。これは、後述する市野川の議論において生一権力に関する重要な解釈を提供するニュアンスである。

以上のような原文の検討を踏まえた上で、次に市野川の議論を見ていくことにしよう。

市野川は、フーコーの『臨床医学の誕生』という著作に依拠しながら、古典古代から近代までの医学が保持する死生観の変遷を見ていく中で、一九世紀に「医療ポリツァイ」と

²⁰ Foucault (1976) p. 181.

²¹ 拙訳作成にあたっては、田村毅、倉方秀憲、恒川邦夫、吉田城、春木仁孝、牛場暁夫、東郷雄二、石井洋二郎、支倉崇晴編 (2005) 『ロワイヤル仏和辞典 [第2版]』旺文社を参照した。なお、「廃棄する」から「投げ返す」への書き替え以外の変更点として、(1)「*pourrait*」(不定詞は「*pouvoir*」)という動詞の訳を「よい」から「できる」へ変えた、(2)「*ou*」という接続詞の訳を「か」から「あるいは」へ変えた、(3) 能動的表現に書き替えている既存の訳に対して、拙訳では代名動詞の受動的用法をそのまま反映させた、の3つが挙げられるが、これらはいずれも直訳調に訳出したためのものである。また、原文でイタリック体となっている部分については既存の訳と同様に傍点を付けた。

病理解剖学者ビシャ（Marie François Xavier Bichat）とが登場して以降、重大な転換があったことを指摘する。そして、そのような転換によって生み出された、生と死の二分法的なものとは異なる新たな死生観こそが生一権力の基盤となっている、と言うのである²²。

市野川によれば、そもそも古典古代の医学にとっての本分とは生を回復させることであり、死とは医学が捉えきれぬ聖域に属するものであったという²³。というのも、死をもたらす不治の病は「神業」とされ、それを人間の手によって治癒できるなどと考えることは神への冒瀆以外の何者でもなかったからだ。

このように、死を「神業」としてその対象から閉め出す医学的思考の構造は一八世紀まで存続していくわけだが、これについてフーコーは次のような指摘をする。「一八世紀の医学的思考において、死というものは、もろもろの現象の中で、絶対的な事実であり、同時に最も相対的な現象であった。それは生命の終末であり、病の性質が致命的なものである場合には、同様にその病の終末でもあった」²⁴。つまり、この思考の構造に囚われていた当時の医学は人間を、生を開始点として生命を営み、「神業」によって突如として死という終末に突き落とされる存在として捉えていたというわけである。この死生観は、生とそこから断絶せしめられる死、という形で生と死を明確に区別する二分法的なものとして特徴づけることができ、従来の生殺与奪の権や先行研究はこのような死生観に依拠している。

一方、一九世紀になると「医療ポリツァイ」²⁵という概念が成立し、それにともなって医学の死生観が転換を余儀なくされたと市野川は言う。その転換の論理は、（１）死の医療化と、それにともなう死を開始点とした生と病の捉えなおし、（２）死の医療化による「腐敗をもって死とする」という判定基準の設定と、それにともなった死を徐々に進行するプロセスとして捉える認識の定着、（３）プロセスとしての死に抵抗する力として生を捉える

²² フーコー（1969）『臨床医学の誕生（*Naissance de la clinique*）』175-204頁参照。

²³ この点について、市野川はヒポクラテス（Hippocrates）の言葉を引用して以下のように述べる。「『ヒポクラテスの誓い（*The Oath of Hippocrates*）』の生命尊重主義について言及した上で）しかし他方で、『誓い』に見られる生命尊重主義を過大評価するならば、それは大きな誤りである。というのは、ヒポクラテス自身は別の場所で、こう述べているからである。『医術とは何かについて、わたしの考えている定義を述べよう。医術とはおよそ病人から病患を除去し、病患からその苦痛を減じることであり。そして病患に征服されてしまった人に治療を施すことは、医術の及ばぬところと知って、これを企てることを断ることである』（『古い医術について』岩波文庫、87頁）」（市野川（2000）39頁、括弧内引用者）。

²⁴ フーコー（1969）194頁。

²⁵ 「医療ポリツァイ」について、市野川はオーストリアの医師、ヨハン・ペーター・フランク（Johann Peter Frank）の『完全なる医療ポリツァイの体系（*System einer vollständigen medicinischen Polizey*）』を引用して次のように述べる。「フランクは次のように述べている。『個々人の生命を守るとは、国民の血の犠牲を払って領土を獲得することよりも、はるかに重要なことだと見なされなければならない。……こうしたことすべてと、これらに関連するその他の有益な問題が、医療ポリツァイの課題なのであり、健康一般に少しでも関係することならば、どんなに些細なものであれ見逃さないこと、それこそが私の義務であろう』（第1巻、1779年、88-89頁、傍点引用者）」（市野川（2000）45頁）。

認識の定着、の3つの要素からなる。

まず、(1)の要素についての市野川の説明は以下のようなものである。すなわち、医療ポリツァイとは人口の増大を目的としながら、個々人の生命を細部にわたって管理し、増殖させようとする生—権力の典型であるが、そのような概念の下で構造化される医学的思考においては、死はもはや「神業」によってもたらされる不可解なものではなく、むしろ人口問題に関わる死を医療化し、死を開始点として生や病を捉えるようになった、と言うのだ。そのことはフーコーが次のように言及することからも理解できる。「生、病、死。この三つは今や技術的にも概念的にも三位一体となる。何千年もの昔から、人間は生の中に病の脅威をおき、病の中に間近かな死の存在をおいて、つねにその思いにつきまわられて来たのだが、その古くからの連続性は断ち切られた。その代りに、一つの三角形の形象があらわれ、その頂点は死によって規定される。死の高みからこそ、ひとは生体内の依存関係や病理的な系列を見て分析することができるのだ」²⁶。

次に、(2)の要素について、市野川は以下のように説明している。すなわち、(1)の要素で見たように人口問題に深く関わる形で「死の医療化」を進めた医学はまた、医療ポリツァイの要請から死を慎重に判定することが求められるようになり、そこで導出される判定基準こそが腐乱をもって死とするものである、と言うわけだ。つまり、腐乱という徐々に進行するプロセスとして死というものが捉えられるわけだが、そこではもはや一八世紀以前の、生とそこから断絶されたものとしての死という二分法的な捉え方は斥けられ、両者は今や、生が死のプロセスに包含される形で、相互に固く結びつけられるようになったと言うのである。

最後に、(3)の要素についてであるが、それを明らかにすべく、ここで再びフーコーの言葉を引用することにしよう。「ビシャは死の概念を相対化し、それが分割不能の、決定的な、快復不可能な事件のようにみえていた絶対的な地位から、これを失墜させた。彼は死を気化させ、こまかな死、部分的な死、進行的な死、死そのもののかなたでやっと終結するようなゆっくりした死、などという形で死を生の中に配分したのである。しかしまさにそのことによって、医学的思考と医学的知覚の、或る根本的な構造を彼はつくりあげた。すなわちこの構造は、生がそれに対立するものであり、それに身をさらしているものである」²⁷。これは、(2)の要素の説明で述べたとおり、一九世紀の医学が生と徐々に進行するプロセスとしての死とを相互に分かちがたく結びついているものとして捉えるようになったということを示すものであるが、ここにはもう1つ、フーコーの重大な指摘が隠されている。すなわち、引用の最後の文で述べられているように、生は、徐々に進行するプロセスとして構造化される死にさらされながらも強固に抵抗する力である、と言うのである。

²⁶ フーコー（1969）198-199頁。

²⁷ フーコー（1969）199-200頁。

そして、このような生と死の図式化をなした代表的人物こそがビシャに他ならない²⁸。

これら3つの要素からなる転換の論理を経ることで、一九世紀の医学は、死から生を再検討して徐々に進行する死というプロセスに抵抗する力として生を捉えるようになり、また、そのような捉え方ゆえに生が死のプロセスに包含される形で両者が結びつくものと考えため、生と死を明確に区別する二分法的な死生観を斥けるのである。そして、このような医学の死生観こそ生一権力の基盤となるものに他ならない。市野川は次のように述べる。「死というのは、言ってみれば、人間をこの斜面の下方へ引きずり落としていく重力のようなものであり、生一権力の存在理由は、この所与の重力を逆転させる、つまりこれに『抵抗する』ことにある」²⁹。つまり、生一権力は放っておくとプロセスが進行し死に至ってしまう人々の生を作為的に増強することで生きさせるのである。

さらに市野川は、先に詳説した「投げ返す」という、原文から読み取れるニュアンスに触れながら、以下のようにも述べる。「生一権力もまた人を殺す。だが、それはいかに作為的であったとしても、基本的には不作為として現象する。つまり、生命を死という重力に委ねる、あるいは死という開始点へ投げ返す (re-jeter=廃棄する) というかたちで殺害は実行されるのだ」³⁰。つまり、生一権力が人々を死に追いやるとは、人々の生の増強を取りやめるという不作為により、彼らをもといた死のプロセスへと投げ返すという形でなされるということである³¹。さらに言うと、より厳密に不作為の側面を表現するとするならば、「投げ返す」というよりは「再び手放す」とする方が適切だろう。したがって、先に示した拙訳は次のように修正される。「死なせる、あるいは生きるままにしておくという古い権利は、生きさせる、あるいは死の中に再び手放すという権力におきかえられたとすることが出来る」。こうしたものとして捉えることができる生一権力は、人々の生を前提として君主が行使していた生殺与奪の権とはちょうど逆の発想に立っているということになる。

このように、従来の生殺与奪の権や先行研究が依拠する二分法的な死生観ではなく、生が死のプロセスに包含されるという形で両者を不可分なものとして捉える新たな死生観に基づいて捉えなおすことによって、生一権力を、生を作為的に増強して死のプロセスから

²⁸ こうした生命の定義について、市野川はビシャの『生と死に関する生理学研究 (*Recherches physiologiques sur la vie et la mort*)』を引用しながら以下のように述べる。「ビシャは、生命を次のように定義した。『生命とは、死に抵抗する諸機能の集合体である』(前掲『生と死に関する生理学研究』2頁)」(市野川(2000) 57頁)。

²⁹ 市野川(2000) 57頁。

³⁰ 市野川(2000) 57頁。

³¹ 本稿Ⅱで言及した桜井や山本が生一権力の生きさせる作用と死に追いやる作用との関係について指摘している、「生きさせることに重点をおく生一権力にとって、人々を死の中へ廃棄する作用はその裏返し現象と捉えることができる」という事柄は、作為／不作為という言葉で捉えることによって初めて言葉のレベル以上の理解を得ることができる。つまり、生一権力が人々を死に追いやる作用が生きさせる作用の裏返しであるとは、生きさせるという作為をやめるという不作為によって生一権力が人々を死に追いやる、というように換言可能なのである。

引き上げることにより人々を生きさせ、あるいは生を増強することをやめるという不作為によって、死のプロセスへ再び手放すことにより人々を死に追いやるようなものとして考えることができるようになるのである。そもそも、生—権力がその基盤に据えない二分法的な死生観から考えようとしたことに、先行研究が生—権力と人間の生／死との関係を捉えそこねた要因があったのだ。

IV 二分法を超えて

Ⅲでは、生と死を二分法的ではなく不可分のものとして捉える死生観から生—権力を捉える市野川の議論を援用しながら、生—権力と人間の生／死との関係について新たな解釈を明らかにしたが、ここではそのような解釈の有用性を示すために、上野の「難民」に関する議論を批判的に検討しながら、同解釈が個別の問題に関して開き得る新たな視点を考えることにしよう³²。

上野はフーコーの生—権力概念に依拠しながら、原理上、一定の領域内の全ての住民を「国民」として動員するために、その生命の維持・増進を意図する国民国家体制が、総力戦によって大量の死者を出した要因を分析する。そこで彼は、国民国家の包摂／排除の機能が、包摂される存在としての「国民」を生きさせ、排除される存在としての「非—国民＝難民」を死の中へ廃棄するという形で生—権力を作動させていたことを見出す³³。この時、「生まれ」「血統」という生物学的な次元の論理を「人間の剥き出しの生」³⁴全体に適用することによって、かたや生きさせる存在としての「国民」と、かたや死の中へ廃棄する存在としての「非—国民」がカテゴライズされることになる」と上野は言う。この上野の議論は、生—権力が人種概念や優生学を導入することにより、人々を生きさせる部分と死に追いやる部分とに切り分け、後者に対して殺す権力を発動するようになったとする、Ⅱで言及した重田・杉田・中山の議論を前提としたものであり、それゆえ、生と死の二分法的な死生観を前提としながら、生きさせる部分としての「国民」と死に追いやる部分とし

³² 上野、7-18頁参照。

³³ 上野は次のように述べることで、「非—国民」と「難民」を同一視しながら議論を展開する。「原理上、一定の領域内のすべての住民を『国民』へと均質化し動員することをめざしていたはずの国民国家の空間において、なぜそこに包摂されない人間が生み出されて排除されてしまうのだろうか。……この問いはとりまなおさず、国民国家体制のもとで『難民』がどうして不断に生み出されざるをえないのか、という問いでもあろう」（上野、13頁）。

³⁴ 上野はこの言葉を、イタリアの哲学者、アガンベン（Giorgio Agamben）の『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生（*HOMO SACER: il potere sovrano e la nuda vita*）』を次のように引用して使っている。「G. アガンベンの言葉を借りるならば、『19世紀と20世紀の近代国家を基礎付けるのは、自覚ある自由な政治的主体としての人間ではなく、何よりもまず人間の剥き出しの生なのである』（『ホモ・サケル』1995年）」（上野、17頁）。

ての「非一国民」という2要素を軸とする二項対立的な議論であると言えるだろう。

しかしながら、難民問題は二分法的な死生観に基づく二項対立図式で捉えきれものなのだろうか。おそらく、このような図式では見落とす視点が数多く存在するだろう。というのも、実際に上野自身も「非一国民」として排除される難民について、「究極的には『死のなか（ママ）へ廃棄する』という排除のかたちをとるだろう」³⁵と述べるにとどまり、彼らを生み出す原因となった紛争やその場所の差異によって生じる、難民化＝即死ぬという図式が成り立たない現実の多様性を捉えあぐねているからだ。つまり、このような現実の多様性を適切に捉えるには、「国民」「非一国民」という二項対立図式的前提にある、生と死を明確に区別する二分法的な死生観を超えて、難民問題を捉えなおす必要があるということである。

そこで、Ⅲで見出した、生が死のプロセスに包含されるという形で両者を不可分なものとする死生観から捉えなおされた生一権力解釈を導入して考えてみるとどうだろうか。

まず、この解釈では、生は死のプロセスの内部に位置づけられながら、そのようなプロセスに対して抵抗する力として捉えられるようになり、また、生一権力はこのような生を作為的に増強することによって人々を死のプロセスから引き上げる形で生きさせるか、生の増強をやめるという不作為によって死のプロセスへ再び手放すものとして考えられるようになる。

この捉え方の下で先の難民問題を考えると、以下のように現実の多様性を説明することができるだろう。すなわち、この捉え方の下で難民たちの生は、その他の人々と同様、死のプロセスの内部に、それに抵抗する力として位置づけられるわけだが、彼らは「非一国民」にカテゴライズされるがゆえに国民国家による生の増強をもはや望むことができないため、「国民」にカテゴライズされる人々よりも死のプロセスの進行具合が早まることになる。しかしながら、国民国家の庇護を受けられなくなったからといって難民たちの生を増強する作用が皆無になるわけではなく、国民国家以外のアクター（国際機関・NGO・多国籍企業等）が彼らの生の増強を支えるアクチュアルな状況下では、各々のアクターの意図的な戦術が網の目状に連関した総体として現前する、非一主観的な戦略としてのグローバルな権力関係に基づいて、難民たちの間でも生の増強の強度の差異やそれにとまなう死のプロセスの進行具合の差異が生じ、そのことが結果として難民化＝即死ぬという図式が成り立たない現実の多様性を生み出すことになるのである³⁶。このような現実の多様性に

³⁵ 上野、17頁、傍点引用者。

³⁶ ここで言う「権力関係」は、本稿Ⅰにおいて詳説した、フーコー（1986）において定式化される権力モデルを念頭に置いている。なお、「グローバルな権力関係」について、その具体的な内実を本稿で分析する余裕はない。したがって、この点についての分析は稿を改めることにするが、同様の問題を論じている著作としてはネグリ（Antonio Negri）＝ハート（Michael Hardt）（2003）『〈帝国〉 グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性（*EMPIRE*）』、ネグリ＝ハート（2004）『マルチチュード 〈帝

関する説明は、生と死を二分法的に捉える死生観の下では絶対になし得ない。

このように、生と死を不可分のものとする死生観に基づく生－権力解釈を導入して難民問題を考えると、単に「国民」「非－国民」という二項対立的図式による産物としての「難民」という説明に終わるのではなく、彼らが置かれている現実の多様性を適切に捉えることができ、またそのような多様性の背景にあるグローバルな権力関係にまで目を向けざるを得なくなる。その意味でこの解釈は難民問題に関して新たな視点を開き得ると言えるだろう。そして、そこには、生－権力は人々を死に追いやるに際して不作為に死のプロセスに手放すという本稿で示してきた見解をとることによって初めて露わになるもの、すなわちそうした不作為の装いをまとい人々を死に追いやる生－権力の作用を支える極めて作為的な構造が存在するはずである。つまり、「余計なもの」「害悪となるもの」「社会の負担となるもの」といった言説を産出することによって、生と死を不可分のものとする死生観を前提に生の増強からそっと手を引くことで死のプロセスに人々を手放すという生－権力の不作為を積極的に支持したり、そのような不作為の対象となることを望んだりしないような主体として周囲の大多数の人々を飼いならす一方、死に追いやられる本人自身に対してもそれを仕方のないこととして受け容れるよう仕向けるような、いわば「不作為の作為」とでも呼ぶべきテクノロジーが生－権力を支えているということだ。このような作為と不作為が交差する地点、つまり生と死が不可分であるのと同様に作為と不作為もまた不可分なものとして、常に反転可能なテクノロジーとして作動する地点に生－権力を捉えることができること、そしてそのような危うい／したたかな関係が展開される地点において捉えられる生－権力は、あからさまな威嚇をともなう個々人の生を強奪する生殺与奪の権よりも極めて巧妙かつ複雑な権力形態であること、これらのアンビヴァレントな状況は肝に銘じておく必要があるだろう。

おわりに

以上、Ⅰ・Ⅱで生－権力概念を整理することにより、先行研究が、生－権力を生と死の二分法的な捉え方から考えるために、生－権力と人間の生／死との関係を適切に捉えていないことを指摘し、Ⅲで原文を参照しながら「生きさせるか死の中へ廃棄する」に代わる「生きさせる、あるいは死の中に投げ返す」という訳を提示することで、同フレーズが含意するニュアンスを捉えなおし、そのようなニュアンスを踏まえた上で生と死を不可分のものとして捉える死生観に立脚する市野川の議論を援用しながら、先行研究が見落としていた生－権力と人間の生／死との関係に関する新たな理解を明らかにしてきた。それは生

国）時代の戦争と民主主義 上・下（*MULTITUDE: War and Democracy in the Age of Empire*）』が挙げられる。

一権力が、生が死のプロセスに包含される形で両者を不可分のものと捉える死生観に立脚して、生を作為的に増強して死のプロセスから引き上げることにより、人間を生きさせ、あるいは生を増強することをやめるという不作為によって、死のプロセスへ再び手放すことにより、人間を死に追いやるようなものとして考えることができるというものであった。そして、IVでは上野の難民問題に関する議論を題材として批判的に検討しながら、このような生と死を不可分のものとする死生観に立脚した生一権力解釈が個別の問題に関して新たな視点を開き得ることを示してきたのである。

ところで、本稿は原文にまで回帰してフーコーのテキストを読み込むことにより、生一権力に関する新たな解釈を提示するという方法論を取ったのだが、そのような方法論について酒井隆史は次のように述べている。「最近では、大学環境の変化もあつてか、ますます理論的テキストは読まれないか、みずからの『オリジナリティ』に奉仕させるかぎりでの『使う』か、といった姿勢が目立つように思います。／でも、ある思想家に、とりわけフーコーのような思想家に出会うということが、そんな『使う自己』の優位性が転覆されたり、その思い込みをいったんばらして組み立てなおしてみたりするような『外』の経験でもあるとしたら、私としてはその前にもうちょっとテキストに『使われ』てみてもいいんじゃない、と言いたいところです」³⁷。ここで酒井の言わんとすることは、フーコーのテキストを主体的に使いこなそうとするばかりでなく、時には彼のテキストに「使われる」ことによって、つまり彼の議論を丹念かつ忠実に読み込もうとすることによって、我々が所与のものとする現状に対する認識枠組を一掃するような思いもよらない発見としての「『外』の経験」を実感することができるのではないか、ということである。先にも述べたとおり、生一権力が、我々自身もそれを支えるよう飼いならされている側面があるというアンビヴァレントな状況の下で捉えるべきものであるとするならば、このような「『外』の経験」の重要性は言うまでもない。その意味で、生と死の二分法的な死生観に囚われて、生一権力の提示する「『外』の経験」としての、生と死を不可分のものと捉える死生観を見落とした先行研究とその論者たちは、この酒井の指摘を真摯に受けとめる必要があるだろう。本稿は、そうした論者たちの「思いこみ」を一掃しながら、フーコーのテキストに「使われる」ことによって得られた「『外』の経験」を言語化し、現状の認識枠組に関する新たな視点の提供を目指した試みの1つであったと言える。

文献表

アントニオ・ネグリ＝マイケル・ハート（2003）『〈帝国〉 グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田俊実訳、以文社

³⁷ 酒井・渋谷、274頁。

- (2004) 『マルチチュード 〈帝国〉時代の戦争と民主主義』 幾島幸子訳、日本放送出版協会
- 市野川容孝 (1997) 「権力論になにができるか—死への自由をめぐって」 奥村隆編『社会学になにができるか』 八千代出版、199-244頁
- (2000) 『身体／生命』 岩波書店
- (2006) 『社会』 岩波書店
- 上野成利 (2006) 『暴力』 岩波書店
- 重田（米谷）園江 (1996) 「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』 870号、77-105頁
- (2007) 「戦争から統治へ—コレージュ・ド・フランス講義」 芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後で 統治性・セキュリティ・闘争』 慶應義塾大学出版会、11-40頁
- 酒井隆史・渋谷望 (2007) 「フーコー・ファンク・犬」 芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後で 統治性・セキュリティ・闘争』 慶應義塾大学出版会、229-274頁
- 桜井哲夫 (2003) 『フーコー—知と権力』 講談社
- 杉田敦 (1998) 『権力の系譜学—フーコー以降の政治理論に向けて』 岩波書店
- (2000) 『権力』 岩波書店
- (2005) 『境界線の政治学』 岩波書店
- 盛山和夫 (2000) 『権力』 東京大学出版会
- 中山元 (1996) 『フーコー入門』 ちくま新書
- 檜垣立哉 (2006) 『生と権力の哲学』 ちくま新書
- ミシェル・フーコー (1969) 『臨床医学の誕生』 神谷恵美子訳、みすず書房
- (1977) 『監獄の誕生—監視と処罰—』 田村淑訳、新潮社
- (1986) 『知への意志』 渡辺守章訳、新潮社
- (2006) 『フーコー・コレクション4 権力・監禁』 小林康夫・松浦寿輝・石田英敬編、ちくま学芸文庫
- (2006) 『フーコー・コレクション5 性・真理』 小林康夫・松浦寿輝・石田英敬編、ちくま学芸文庫
- (2006) 『フーコー・コレクション6 生政治・統治』 小林康夫・松浦寿輝・石田英敬編、ちくま学芸文庫
- 山本哲士 (1991) 『フーコー権力論入門』 日本エディタースクール出版部
- Michel Foucault (1976) *La volonté de savoir*, Gallimard